

美濃加茂市告示第18号

悪臭に係る基準等について

平成24年4月1日

美濃加茂市長職務代理者

美濃加茂市副市長 海老 和 允

当市における悪臭に係る基準等を次のように定める。

(特定悪臭物質の規制地域)

第1条 悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく工場その他の事業所における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域は、美濃加茂市全域とする。

(特定悪臭物質の規制基準)

第2条 法第4条第1項第1号に規定する敷地境界線における規制基準は、次の各号に定める基準とする。

- (1) アンモニア 1 p p m
- (2) メチルメルカプタン 0.002 p p m
- (3) 硫化水素 0.02 p p m
- (4) 硫化メチル 0.01 p p m
- (5) 二硫化メチル 0.009 p p m
- (6) トリメチルアミン 0.005 p p m
- (7) アセトアルデヒド 0.05 p p m
- (8) プロピオンアルデヒド 0.05 p p m
- (9) ノルマルブチルアルデヒド 0.009 p p m
- (10) イソブチルアルデヒド 0.02 p p m
- (11) ノルマルバレルアルデヒド 0.009 p p m
- (12) イソバレルアルデヒド 0.003 p p m
- (13) イソブタノール 0.9 p p m
- (14) 酢酸エチル 3 p p m
- (15) メチルイソブチルケトン 1 p p m

- (16) トルエン 10 ppm
- (17) スチレン 0.4 ppm
- (18) キシレン 1 ppm
- (19) プロピオン酸 0.03 ppm
- (20) ノルマル酪酸 0.001 ppm
- (21) ノルマル吉草酸 0.0009 ppm
- (22) イソ吉草酸 0.001 ppm

2 法第4条第1項第2号の排出口における規制基準は、前項に規定する規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。）第3条に定める方法により算出した前項各号（前項第2号、第4号、第5号、第7号、第17号、第19号及び第20号から第22号までの規定を除く。）に規定する特定悪臭物質の種類ごとの流量とする。

3 法第4条第1項第3号の排出水中における規制基準は、第1項に規定する規制基準を基礎として、省令第4条に定める方法により算出した第1項第2号から第5号までに規定する特定悪臭物質の種類排出水中の濃度とする。